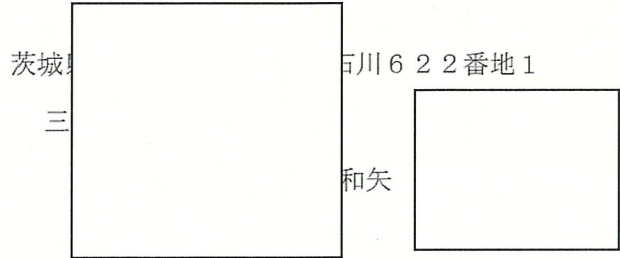


三原燃 第22-0140号  
令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月23日付け三原燃第21-0331号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0470号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0568号、令和4年5月24日付け三原燃第22-0054号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

### 2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器  
成形施設の建物・構築物及び設備・機器  
被覆施設の設備・機器  
組立施設の建物・構築物及び設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日

認可番号 原規規発第2102254号

### 4. 変更の内容

- (1)仕様表の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2)機器図等図面の変更について、添付2に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1)本変更の理由は、仕様表の記載、その他関連箇所の記載を適正化及び明確化するためである。
- (2)本変更の理由は、機器図等図面を適正化するためである。

なお、上記(1)～(2)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事

業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更  
に該当する。

# 添付 1

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (54) 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-15
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(74)乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(75)乾燥機ADU厚み異常インターロック(ADU厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(77)乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-15 遠心分離機(固液分離用) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) (54) 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-15
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(74)乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(75)乾燥機ADU厚み異常インターロック(ADU厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上でのADU形状寸法制限値逸脱防止のために、(77)乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-17 仕上げる過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[57] 固液分離設備 仕上げる過機 [59] 固液分離設備 仕上げる過機異常インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	固液分離設備 仕上げる過機 (1) 仕上げる過機(1) (2) 仕上げる過機(2)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: [59]仕上げる過機異常インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	分離板型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-17
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)、回転計
	その他の性能	仕上げる過機遠心力: 約 <input type="text"/>
取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[57] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-13) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[59]異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持性能を有する設備に設置する。

表イ設-17 仕上げる過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[57] 固液分離設備 仕上げる過機 [58] 固液分離設備 仕上げる過機異常インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	固液分離設備 仕上げる過機 (1) 仕上げる過機(1) (2) 仕上げる過機(2)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: [58]仕上げる過機異常インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	分離板型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-17
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)、回転計
	その他の性能	仕上げる過機遠心力: 約 <input type="text"/>
取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[57] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-13) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[58]異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持性能を有する設備に設置する。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-39 ガスヒータ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[97] 熔焼還元設備 ガスヒータ [98] 熔焼還元設備 ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	熔焼還元設備 ガスヒータ (1) ガスヒータ(1) (2) ガスヒータ(2)	
変更内容	(1) 改造 ・火災爆発対策のため、インターロックを新設する。(※1) ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (2) 改造 ・火災爆発対策のため、インターロックを新設する。(※1) ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ※1:[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-39
	寸法(単位:mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; width: 50px; height: 15px;"></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; width: 50px; height: 15px;"></table>
	その他の構成機器	温度計
	その他の性能	最高使用温度: 350℃
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[98]温度高インターロック(温度計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	

282

変更後

表イ設-39 ガスヒータ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[97] 熔焼還元設備 ガスヒータ [98] 熔焼還元設備 ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	熔焼還元設備 ガスヒータ (1) ガスヒータ(1) (2) ガスヒータ(2)	
変更内容	(1) 改造 ・火災爆発対策のため、インターロックを新設する。(※1) ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ <b>保全のため、本体部を更新する。</b> (2) 改造 ・火災爆発対策のため、インターロックを新設する。(※1) ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・ <b>保全のため、本体部を更新する。</b> ※1:[98] ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを新設する。	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-39
	寸法(単位:mm)	(1) <table border="1" style="display: inline-table; width: 50px; height: 15px;"></table> (2) <table border="1" style="display: inline-table; width: 50px; height: 15px;"></table>
	その他の構成機器	温度計
	その他の性能	最高使用温度: 350℃
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[98]温度高インターロック(温度計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	

282

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-44 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

292

変更後

表イ設-44 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>落下防止対策のため、容器ホルダを改造する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

292

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-49 粉末充填ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [130] 粉末充填ボックス 第1類 粉末充填ボックス部材： 粉末充填ボックス取付ボルト： 粉末充填ボックス架台部材： 粉末充填ボックス架台アンカーボルト： (新規)含む  濃調設備共通架台※1 第1類 濃調設備共通架台部材： 濃調設備共通架台アンカーボルト： (新規) ※1：濃調設備共通架台(図イ配-1、図イ設-126)は、複数の設備(127)・(129)・(130)・(133)・(134)・(135)・(138)を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。 [10.1-設53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する(ピン固定)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位(転換加工室:160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設9] 消火水浸入防止機構を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。

添付図

注

凡例

(例)

[99-設1]は、

[99-設1]は、

表イ設-49 粉末充填ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [130] 粉末充填ボックス 第1類 粉末充填ボックス部材： 粉末充填ボックス取付ボルト： 粉末充填ボックス架台部材： 粉末充填ボックス架台アンカーボルト： (新規)含む  濃調設備共通架台※1 第1類 濃調設備共通架台部材： 濃調設備共通架台アンカーボルト： (新規) ※1：濃調設備共通架台(図イ配-1、図イ設-128)は、複数の設備(127)・(128)・(130)・(133)・(134)・(135)・(138)を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。 [10.1-設53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する(ピン固定)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位(転換加工室:160mm)より高くする。 [12.1-設8] 消火水浸入防止機構を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。

添付図

注

凡例

(例)

[99-設1]は、

[99-設1]は、

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-50 粉末抽出しボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{131} 濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性向上のため、配管系統を改造する。</li> <li>被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。</li> <li>火災対策のため、減速機にオイルパンを設置する。</li> </ul>	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引抽出し式
	主要な構造材	別表イ設-50
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{131} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-41) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

304

変更後

表イ設-50 粉末抽出しボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{131} 濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性向上のため、配管系統を改造する。</li> <li>被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。</li> <li>火災対策のため、減速機にオイルパンを設置する。</li> </ul>	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引抽出し式
	主要な構造材	別表イ設-50
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{131} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-41) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

304

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-53 バグフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {135} 濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	織布ろ過式
	主要な構造材	別表イ設-53
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、(プロワ含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{135} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.7cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-43) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

310

変更後

表イ設-53 バグフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {135} 濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	織布ろ過式
	主要な構造材	別表イ設-53
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、(プロワ含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{135} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.7cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-43) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する) 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

310

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-55 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {137} 濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 ・ 他設備の補強干渉回避のため、配置を見直す。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-55
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率:99.9%
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	- (UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{137} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-45) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

314

変更後

表イ設-55 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {137} 濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 ・ 他設備の補強干渉回避のため、配置を見直す。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-55
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率:99.8%
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	- (UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{137} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-45) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

314

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-59 粉末輸送装置①ホッパ部② 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[143] 濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部② [144] 濃縮度混合設備 フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部②	
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引式空気輸送
	主要な構造材	別表イ設-59
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、造粒設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	[143] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 26.0cm 以下 減速度 H/U=0.5(含水率 1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-49) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

322

変更後

表イ設-59 粉末輸送装置①ホッパ部② 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[143] 濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部② [144] 濃縮度混合設備 フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部②	
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引式空気輸送
	主要な構造材	別表イ設-59
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、造粒設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	[143] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 26.0cm 以下 減速度 H/U=0.5(含水率 1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-49) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

322

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-71 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {166} ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	バケット式
	主要な構造材	別表イ設-71
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラン配管系統(ポンプ含む)、排気配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{166} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心ろ過機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167}のウラン取扱量合計で質量制限) (溶解液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-60、図臨転-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

346

変更後

表イ設-71 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {166} ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	バケット式
	主要な構造材	別表イ設-71
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラン配管系統(ポンプ含む)、排気配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{166} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心ろ過機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167}のウラン取扱量合計で質量制限) (溶解液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-60、図臨転-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

346

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-107 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{225} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機 {226} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、遠心分離機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 *1: {226}遠心分離機異常インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-107
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力:約
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{225} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心分離機) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 (ADU ケーキポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-89) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{226}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	

420

変更後

表イ設-107 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{225} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機 {228} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(*1) ・ 火災対策のため、遠心分離機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 *1: {228}遠心分離機異常インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-107
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力:約
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{225} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心分離機) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 (ADU ケーキポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-89) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{228}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	

420

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表イ設-121 回転混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

448

変更後

表イ設-121 回転混合機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[245] ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 [246] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) [247] ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[245]・[246] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

448

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表イ設-40 大型混合装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型混合装置	主要な構造材	はり (大型混合装置) 柱 (大型混合装置) 柱 (大型粉末容器充填用架台) はり (大型粉末容器充填用架台) はり (金属容器支持架台)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	容器取り出し部 (大型粉末容器充填用架台) 容器取り出し部 (金属容器支持架台) アンカーボルト(大型混合装置)  アンカーボルト(大型粉末容器充填用架台) アンカーボルト(秤量器) 固定ボルト(大型粉末容器) アイボルト (大型粉末容器充填用架台) アイボルト (金属容器支持架台) トグルピン (金属容器支持架台) オイルパン  オイル受け皿 ドレン管 遮熱板 固定ワイヤ(金属容器支持架台)	

事業許可との対応：{117}

493

別表イ設-40 大型混合装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
大型混合装置	主要な構造材	はり (大型混合装置) 柱 (大型混合装置) 柱 (大型粉末容器充填用架台) はり (大型粉末容器充填用架台) はり (金属容器支持架台)	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	容器取り出し部 (大型粉末容器充填用架台) 容器取り出し部 (金属容器支持架台) アンカーボルト(大型混合装置)  アンカーボルト(大型粉末容器充填用架台) アンカーボルト(秤量器) 固定ボルト(大型粉末容器) アイボルト (大型粉末容器充填用架台) アイボルト (金属容器支持架台) トグルピン (金属容器支持架台) オイルパン  オイル受け皿 ドレン管 遮熱板 固定ワイヤ(金属容器支持架台)	

事業許可との対応：{117}

493

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表イ設-115 粉砕機 (2/2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉砕機	その他	アンカーボルト(フードボックス(粉砕機))	
		アンカーボルト(フードボックス)	
		アンカーボルト(粉砕機)	
		フードボックス(粉砕機)(パネル)	

事業許可との対応：{237}, {238}

\*1：別表 イ設-116 参照

570

別表イ設-115 粉砕機 (2/2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉砕機	その他	アンカーボルト(フードボックス(粉砕機))	
		アンカーボルト(フードボックス)	
		アンカーボルト(粉砕機)	
		フードボックス(粉砕機)(パネル)	

事業許可との対応：{237}, {238}

\*1：別表 イ設-116 参照

570

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-11 (5次) UO<sub>2</sub>バックアップフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (108)UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ <sup>M1</sup> 第1類 支持脚部材: <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(180mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-12【三原燃 第20-0273号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可済み

617

追表イ設-11 (5次) UO<sub>2</sub>バックアップフィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[8.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (108)UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ <sup>M1</sup> 第1類 支持脚部材: <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(180mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-12【三原燃 第20-0273号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発 第2008051号にて認可済み

617

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表ハ設-12 原料粉末ホッパ 材料一覧 (2/2)

機器名	部位	部位名	材料
原料粉末ホッパ(2)	主要な構造材	柱(原料粉末ホッパ(2)) 柱(原料粉末ホッパ(2)フード) はり(原料粉末ホッパ(2)フード) 柱(粗成型用プレスフィーダ(2)フード) はり(粗成型用プレスフィーダ(2)フード) 柱(粗成型用プレスフィーダ(2)架台) はり(粗成型用プレスフィーダ(2)架台) 柱(共通架台(2)-A) はり(共通架台(2)-A)	
	ウランを取り扱う部位	原料粉末ホッパ ウラン粉末配管	
	その他	アンカーボルト(共通架台(2)-A) 取付ボルト(原料粉末ホッパ(2)) 取付ボルト (原料粉末ホッパ(2)フード) 取付ボルト (粗成型用プレスフィーダ(2)フード) 取付ボルト (粗成型用プレスフィーダ(2)架台) ブロワ オイルパン 遮熱板 フードボックス(パネル) 被水防護カバー	

事業許可との対応：{278}, {280}, {285}

823

別表ハ設-12 原料粉末ホッパ 材料一覧 (2/2)

機器名	部位	部位名	材料
原料粉末ホッパ(2)	主要な構造材	柱(原料粉末ホッパ(2)) 柱(原料粉末ホッパ(2)フード) はり(原料粉末ホッパ(2)フード) 柱(粗成型用プレスフィーダ(2)フード) はり(粗成型用プレスフィーダ(2)フード) 柱(粗成型用プレスフィーダ(2)架台) はり(粗成型用プレスフィーダ(2)架台) 柱(共通架台(2)-A) はり(共通架台(2)-A)	
	ウランを取り扱う部位	原料粉末ホッパ ウラン粉末配管	
	その他	アンカーボルト(共通架台(2)-A) 取付ボルト(原料粉末ホッパ(2)) 取付ボルト (原料粉末ホッパ(2)フード) 取付ボルト (粗成型用プレスフィーダ(2)フード) 取付ボルト (粗成型用プレスフィーダ(2)架台) ブロワ オイルパン 遮熱板 フードボックス(パネル) 被水防護カバー	

事業許可との対応：{278}, {280}, {285}

823

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト設-気22 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-気22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度:70℃
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

1776

変更後

表ト設-気22 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-気22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度:70℃
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

1776

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト設一液10 廃液貯槽 (ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[725] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) [726] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) *1: [726] 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液10
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[726] 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1928

変更後

表ト設一液10 廃液貯槽 (ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[725] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) [726] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、掘付部を改造する。</u> ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) *1: [726] 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液10
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。[726] 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1928

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト設-液13 ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [756] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) ろ過機
設置場所	加工棟 成型工場 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(4) ろ過機	
変更内容	改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-液13
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

1934

変更後

表ト設-液13 ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [756] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4)) ろ過機
設置場所	加工棟 成型工場 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(4) ろ過機	
変更内容	改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設-液13
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

1934

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設一気6 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト 制御盤の被水防護カバー	

事業許可との対応：[608] [610]

別表ト設一気7 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1951

変更後

別表ト設一気6 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト 制御盤の被水防護カバー	

事業許可との対応：[608] [610]

別表ト設一気7 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1951

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設一気8 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気9 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1952

変更後

別表ト設一気8 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気9 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[608] [611]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1952

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表ト設一氣2.1 コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)	主要な構造材	柱(コンデンサ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	コンデンサ	
	その他	取付ボルト 循環液配管	

事業許可との対応：{608}{633}

別表ト設一氣2.2 スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (ウラン回収第2系列系統)	主要な構造材	スクラバ	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体	
	その他	アンカーボルト ポンプ 循環液配管 金属製カバー	

事業許可との対応：{608}{634}

\*1：スクラバ本体を金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1957

別表ト設一氣2.1 コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)	主要な構造材	柱(コンデンサ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	コンデンサ	
	その他	取付ボルト 循環液配管	

事業許可との対応：{608}{633}

別表ト設一氣2.2 スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラバ (ウラン回収第2系列系統)	主要な構造材	スクラバ	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	スクラバ本体	
	その他	アンカーボルト ポンプ 循環液配管 金属製カバー	

事業許可との対応：{608}{634}

\*1：スクラバ本体を金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1957

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設一気33 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[640] [643]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気34 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[640] [643]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気35 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：[640] [644]

1962

変更後

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

別表ト設一気33 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[640] [643]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気34 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[640] [643]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

別表ト設一気35 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ダンパ本体	

事業許可との対応：[640] [644]

1962

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設一気63 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応：[679][680]

別表ト設一気64 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト オイルパン 遮熱板	

事業許可との対応：[679][681]

別表ト設一気65 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[679][682]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1969

変更後

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

別表ト設一気63 給気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
給気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト	

事業許可との対応：[679][680]

別表ト設一気64 排気ファン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ファン	主要な構造材	—	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	—	
	その他	ケーシング、ファン据付部 アンカーボルト オイルパン 遮熱板	

事業許可との対応：[679][681]

別表ト設一気65 高性能エアフィルタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
高性能エアフィルタ	主要な構造材	はり(高性能エアフィルタ) 柱(高性能エアフィルタ)	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	フィルタ*1	
	その他	金属カバー アンカーボルト	

事業許可との対応：[679][682]

\*1：フィルタは金属カバーで覆う設計としていることから、火災の発生源となることはない。

1969

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																																																																								
<p style="text-align: center;">別表ト設一気79 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟) 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="344 428 1207 648"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>主要な構造材</td> <td>-</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ダンパ本体</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][699]</p> <p style="text-align: center;">別表ト設一気80 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所) 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="344 743 1207 951"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)</td> <td>主要な構造材</td> <td>-</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ダンパ本体</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][700]</p> <p style="text-align: center;">別表ト設一気81 給気ダクト・ダンパ 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="344 1050 1207 1257"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給気ダクト・ダンパ</td> <td>主要な構造材</td> <td>ダクト</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][701]</p> <p style="text-align: center;">1975</p>	機器名	部位	部位名	材料	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	主要な構造材	-		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	ダンパ本体	機器名	部位	部位名	材料	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	主要な構造材	-		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	ダンパ本体	機器名	部位	部位名	材料	給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	-	<p style="text-align: center;">別表ト設一気79 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟) 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="1463 428 2326 636"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>主要な構造材</td> <td>-</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ダンパ本体</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][699]</p> <p style="text-align: center;">別表ト設一気80 排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所) 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="1463 730 2326 938"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)</td> <td>主要な構造材</td> <td>-</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ダンパ本体</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][700]</p> <p style="text-align: center;">別表ト設一気81 給気ダクト・ダンパ 材料一覧</p> <table border="1" data-bbox="1463 1037 2326 1245"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>部位</th> <th>部位名</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給気ダクト・ダンパ</td> <td>主要な構造材</td> <td>ダクト</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物と接触する部位</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業許可との対応：[693][701]</p> <p style="text-align: center;">1975</p>	機器名	部位	部位名	材料	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	主要な構造材	-		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	ダンパ本体	機器名	部位	部位名	材料	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	主要な構造材	-		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	ダンパ本体	機器名	部位	部位名	材料	給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト		放射性気体廃棄物と接触する部位	-	その他	-	<p>材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	主要な構造材	-																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	ダンパ本体																																																																								
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	主要な構造材	-																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	ダンパ本体																																																																								
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	-																																																																								
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	主要な構造材	-																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	ダンパ本体																																																																								
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	主要な構造材	-																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	ダンパ本体																																																																								
機器名	部位	部位名	材料																																																																							
給気ダクト・ダンパ	主要な構造材	ダクト																																																																								
	放射性気体廃棄物と接触する部位	-																																																																								
	その他	-																																																																								

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設一気85 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	-	

事業許可との対応：[693] [706]

1977

変更後

別表ト設一気85 排気ダクト・ダンパ（部屋、設備～高性能エアフィルタ） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	主要な構造材	ダクト	
	放射性気体廃棄物と接触する部位	ダクト	
	その他	-	

事業許可との対応：[693] [706]

1977

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

別表ト設-液9 集水槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	主要な構造材	柱(集水槽(チェック)A、B)	
		柱(集水槽(チェック)C)	
	廃水と接触する部位	集水槽(チェック)A、B 集水槽(チェック)C 集水槽A、B、Cポンプ 配管	
その他		<u>アンカーボルト(集水槽(チェック)A、B、C)</u> 金属カバー(集水槽(チェック)A、B) 液位計(接液部) 逆止弁	

事業許可との対応：{723}，{724}

\*1:金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1986

変更後

別表ト設-液9 集水槽(チェック) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集水槽(チェック)A 集水槽(チェック)B 集水槽(チェック)C	主要な構造材	柱(集水槽(チェック)A、B)	
		柱(集水槽(チェック)C)	
	廃水と接触する部位	集水槽(チェック)A、B 集水槽(チェック)C 集水槽A、B、Cポンプ 配管	
その他		<u>アンカーボルト(集水槽(チェック)A、B)</u> <u>アンカーボルト(集水槽(チェック)C)</u> 金属カバー(集水槽(チェック)A、B) 液位計(接液部) 逆止弁	

事業許可との対応：{723}，{724}

\*1:金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

1986

変更理由

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

別表ト設一固1 クレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン	主要な構造材	はり (クレーン主桁)	
		はり (クレーンサドル) 車輪	
	その他	ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{823}

別表ト設一固2 集塵機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集塵機	主要な構造材	集塵機本体 柱 はり 追加部材 (柱) 追加部材 (はり) 追加部材 (ベースプレート)	
		放射性気体廃棄物と 接触する部位	
	その他	アンカーボルト 整流器	

事業許可との対応：{792}

1991

別表ト設一固1 クレーン 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン	主要な構造材	はり (クレーン主桁)	
		はり (クレーンサドル) 車輪	
	その他	ラッチロック式フック	

事業許可との対応：{823}

別表ト設一固2 集塵機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
集塵機	主要な構造材	集塵機本体 柱 はり 追加部材 (柱) 追加部材 (はり) 追加部材 (ベースプレート)	
		放射性気体廃棄物と 接触する部位	
	その他	アンカーボルト 整流器	

事業許可との対応：{792}

1991

材料一覧の記載を適正化するため。なお、本変更は材料の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する付属建物シリンダ洗浄棟、工場棟転換工場、工場棟組立工場、付属建物原料貯蔵所、付属建物容器管理棟、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物除染室・分析室、工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット、付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)、付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属設備水素供給設備障壁及び付属施設防護フェンスの検査の項目を表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-1～1-3-16に示す。</p> <p>付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/4)～(4/4)に、検査の方法を表1-2-1～1-2-6に示す。</p> <p>また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッター、ガラルの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">2171</p>	<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p><u>(添付図面に関する注記)</u></p> <p><u>図面では、床又は壁への設備機器の取り付けに用いるボルトを「アンカーボルト」と称している。めねじ形アンカーの場合は、「アンカーボルト」と称するおねじが検査対象となる。</u></p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する付属建物シリンダ洗浄棟、工場棟転換工場、工場棟組立工場、付属建物原料貯蔵所、付属建物容器管理棟、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、付属建物除染室・分析室、工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット、付属建物第3廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)、付属施設独立遮蔽壁(1)～(4)、付属設備水素供給設備障壁及び付属施設防護フェンスの検査の項目を表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-1～1-3-16に示す。</p> <p>付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第1廃棄物処理所前室、付属建物第2廃棄物処理所及び付属建物第3廃棄物倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/4)～(4/4)に、検査の方法を表1-2-1～1-2-6に示す。</p> <p>また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッター、ガラルの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">2171</p>	<p>検査の項目及び方法の記載を明確化するため。本変更は図面のアンカーボルトの記載と検査対象を明確に対応付けるためのものであり、検査結果に影響せず、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(化学処理施設 9/16)

申請種別	申請項目	名称	加工施設の種類、構造及び設備の概要に関する事項																						
			形状・寸法		構造		設備		構造		設備		構造		設備		構造		設備		構造		設備		
			形状	寸法	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	
化学処理施設	工場棟	工場棟	タンクアライ	鉄骨	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	

4361

変更後

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(化学処理施設 9/16)

申請種別	申請項目	名称	加工施設の種類、構造及び設備の概要に関する事項																						
			形状・寸法		構造		設備		構造		設備		構造		設備		構造		設備		構造		設備		
			形状	寸法	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	構造	設備	
化学処理施設	工場棟	工場棟	タンクアライ	鉄骨	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	

4361

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 2/4)

項目番号	名称	設計仕様	技術基準																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
101	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
102	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
103	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
104	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
105	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
106	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
107	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
108	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
109	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
110	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
111	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
112	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
113	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
114	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
115	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
116	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
117	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
118	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
119	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
120	衛生管理用PC	衛生管理用PC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



